

事務連絡  
平成21年12月

許可届出使用者  
届出販売業者  
届出賃貸業者  
許可廃棄業者  
殿

文部科学省科学技術・学術政策局  
原子力安全課放射線規制室

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則  
第24条に規定する帳簿の記載等に関するガイドライン（記帳ガイド  
ライン）の制定について

貴事業所におかれましては、日頃より放射線利用における安全確保にご尽力いただ  
いていることと存じます。

この度、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する施行規則（昭和三十五  
年総理府令第五十六号。以下「施行規則」といいます。）第24条に定められている  
帳簿の記載等に関する法令解釈及び記帳方法について具体的な解説を加え、各々の事  
業所等における放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物のより良い  
管理に役立てていただくことを目的として、「放射性同位元素等による放射線障害の  
防止に関する法律施行規則第24条に規定する帳簿の記載等に関するガイドライン  
（記帳ガイドライン）」を作成いたしました。

今までの指導等と異なる点もございますが、平成22年4月以降の施行規則第24  
条に基づく記帳につきましては、本ガイドラインに沿って行っていただくようご協  
力をよろしくお願いいたします。本ガイドラインの概要につきましては、別添を  
ご覧下さい。

なお、本ガイドラインは、当省ホームページより入手可能です。

([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/anzenkakuho/index.html](http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/index.html))

〔問い合わせ先〕

文部科学省 科学技術・学術政策局  
原子力安全課 放射線規制室

03-6734-4044 ※ご連絡は9:30～18:00までをお願いします。

別添

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則  
第24条に規定する帳簿の記載等に関するガイドライン（記帳ガイドラ  
イン）の概要（重要なポイント）

平成22年4月1日から、記帳ガイドラインに沿った記帳にご協力ください。

1. 許可届出使用者（密封された放射性同位元素を使用される方）

- 「受入れ」は事業所等への受入れ、「払出し」は事業所等への払出しを記帳する。
- 放射性同位元素の受入れ又は製造といった保管を開始する行為から、保管を経て、払出し、廃棄その他保管を終了する行為まで及びこれらに付随してする事業所等の外における運搬について、一体として把握できるように記帳する。
- 使用の目的及び方法については、第三者が許可又は届出の内容と一致した使用がされているのかを確認できるように記帳する。
- 帳簿の閉鎖の意味は、ただ単に帳簿を年度ごとに区切るのではなく、種類及び数量ごとに「期首在庫」「受入等個数（受入個数・製造個数）」「払出等個数（払出個数・廃棄個数等）」「数量の変更により増減した個数（減衰補正をしたことによる増減個数）」「期末在庫」を集計した総括帳票を作成し、実際の在庫を確認することである。
- 総括帳票の数字をそのまま転記する形で、各年度の放射線管理状況報告書を作成する。

2. 許可届出使用者（密封されていない放射性同位元素を使用される方）

- 「受入れ」は事業所等への受入れ、「払出し」は事業所等への払出しを記帳する。
- 放射性同位元素の受入れ又は製造といった保管を開始する行為から、保管を経て、払出し、廃棄その他保管を終了する行為まで及びこれらに付随してする事業所等の外における運搬について、一体として把握できるように記帳する。
- 使用の目的及び方法については、第三者が許可又は届出の内容と一致した使用がされているのかを確認できるように記帳する。
- 放射性同位元素によって汚染された物の廃棄に係る記帳について、「汚染された物に含まれる放射性同位元素の種類及び数量」と「汚染された物の種類及び数量」の両方を記帳する。
- 放射性同位元素によって汚染された物の廃棄に係る記帳について、放射性同位元素によって汚染された物の種類は、原則として、可燃物、難燃物、不燃物、フィルター等といった許可廃棄業者が示す分類で記帳する。

- 放射性同位元素によって汚染された物の廃棄に係る記帳について、放射性同位元素によって汚染された物の数量は、当該汚染された物を収納する容器の容積とその個数を記帳する。（例：50リットルドラム缶×2本）
- 帳簿の閉鎖の意味は、ただ単に帳簿を年度ごとに区切るのではなく、核種ごとに「期首在庫」「受入等数量（受入数量・製造数量）」「払出等数量（払出数量・使用数量・減衰補正により減少した数量）」「期末在庫」を集計し、また、放射性同位元素によって汚染された物の種類ごとの期末の数量を記載した総括帳票を作成し、実際の在庫又は状況を確認することである。
- 総括帳票の数字をそのまま転記する形で、各年度の放射線管理状況報告書を作成する。

### 3. 許可届出使用者（放射線発生装置を使用される方）

- 使用の目的及び方法については、第3者が許可又は届出の内容と一致した使用がされているのかを確認できるように記帳する。

### 4. 届出販売業者（密封された放射性同位元素を取り扱う方）

- 譲受け（輸入、購入、販売した放射性同位元素の引取り等）といった管理を開始する行為から、保管の委託を経て、販売、その他譲渡し（輸出、購入した放射性同位元素の購入元への引渡し等）といった管理を終了する行為まで及びこれらに付随して行う運搬について、一体として把握できるように記帳する。
- 帳簿の閉鎖の意味は、ただ単に帳簿を年度ごとに区切るのではなく、種類及び数量ごとに「期首における保管委託個数」「譲り受けた個数」「販売個数」「その他譲り渡した個数（使用者から引き取った線源の製造者への譲渡等）」「期末における保管委託個数」を集計した総括帳票を作成し、実際の在庫を確認することである。
- 総括帳票の数字をそのまま転記する形で、各年度の放射線管理状況報告書を作成する。

### 5. 届出販売業者（密封されていない放射性同位元素を取り扱う方）

- 譲受け（輸入、購入等）といった管理を開始する行為から、保管の委託を経て、販売、その他譲渡し（輸出等）といった管理を終了する行為まで及びこれらに付随して行う運搬について、一体として把握できるように記帳する。
- 帳簿を閉鎖の意味は、ただ単に帳簿を年度ごとに区切るのではなく、核種ごとに「期首における保管委託数量」「譲り受けた数量」「販売数量」「その他譲り渡した数量（販売以外の譲渡を行った数量）」「期末における保管委託数量」を集計した総括帳票を作成し、実際の在庫を確認することである。

括帳票を作成し、実際の在庫と確認することであることを明確にした。

- 総括帳票の数字をそのまま転記する形で、各年度の放射線管理状況報告書を作成する。

#### 6. 届出賃貸業者（密封された放射性同位元素を取り扱う方）

- 譲受け（輸入、購入等）、回収（賃貸した線源の回収）といった管理を開始する行為から、保管の委託を経て、賃貸、譲渡し（輸出、購入した放射性同位元素の購入元への引渡し等）といった管理を終了する行為まで及びこれらに付随して行う運搬について、一体として把握できるように記帳する。
- 帳簿の閉鎖の意味は、ただ単に帳簿を年度ごとに区切るのではなく、種類及び数量ごとに「期首における保管委託個数」「譲り受けた個数（回収した個数を含める。）」「賃貸した個数」「現に賃貸している個数」「譲り渡した個数」「期末における保管委託個数」を集計した総括帳票を作成し、実際の在庫を確認することである。
- 総括帳票の数字をそのまま転記する形で、各年度の放射線管理状況報告書を作成する。

#### 7. 許可廃棄業者

- 容器ごとの管理ができる場合には、受入れ又は詰替え、減容その他の廃棄処理後といった保管を開始する行為から、払出し、さらなる詰替え又は廃棄といった保管を終了する行為まで並びにこれらに付随して行う運搬について、放射性同位元素及び汚染物を収納している容器ごとに一体として把握できるように記帳する。
- 容器ごとの管理ができない場合には、受入れ又は減容その他の廃棄処理後といった保管を開始する行為から、払出し若しくは廃棄といった保管を終了する行為又は容器への収納まで並びにこれらに付随して行う運搬について、一体として把握できるように記帳する。
- 放射性同位元素によって汚染された物の保管又は廃棄に係る記帳について、「汚染された物に含まれる放射性同位元素の種類及び数量」と「汚染された物の種類及び数量」の両方を記帳する必要がある。
- 放射性同位元素によって汚染された物の保管又は廃棄に係る記帳について、放射性同位元素によって汚染された物の種類は、可燃物、難燃物、不燃物、フィルター等といった廃棄物の分類で記帳する。
- 放射性同位元素によって汚染された物の保管又は廃棄に係る記帳について、放射性同位元素によって汚染された物の数量は、容器ごとに管理している場合は当該汚染された物を収納する容器の容積とその個数を、容器ごとに管理をしていない場合は容積を記帳する。

- 帳簿の閉鎖の意味は、ただ単に帳簿を年度ごとに区切るのではなく、放射性同位元素によって汚染された物の種類ごとに「受入数量」「払出数量」「保管数量（廃棄物貯蔵施設に保管している数量と保管廃棄設備に保管廃棄している数量の和）」を集計した総括帳票を作成することである。
- 総括帳票の数字をそのまま転記する形で、各年度の放射線管理状況報告書を作成する。

目的

注意事項

1 通則

2 許可届出使用者の記帳

2-1	密封された放射性同位元素に関する帳簿	4
2-2	密封されていない放射性同位元素等に関する帳簿	8
2-3	放射線発生装置に関する帳簿	12
2-4	放射線施設の点検に関する帳簿	12
2-5	教育及び訓練に関する帳簿	12
2-6	第22条の3第1項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入った者に関する帳簿	13

3 届出版売業者及び届出賃貸業者の記帳

3-1	密封された放射性同位元素に関する帳簿	14
3-2	密封されていない放射性同位元素等に関する帳簿	17

4 許可廃棄業者の記帳

4-1	放射性同位元素等に関する帳簿	20
4-2	放射線施設の点検に関する帳簿	23
4-3	教育及び訓練に関する帳簿	23

5 廃止措置中の記帳

5-1	密封された放射性同位元素に関する帳簿	25
5-2	密封されていない放射性同位元素に関する帳簿	26
5-3	放射性同位元素によって汚染された物に関する帳簿	27

参考

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則

第24条に規定する帳簿の記載等に関するガイドライン

平成21年12月18日

文部科学省科学技術・学術政策局

原子力安全課放射線規制室

## 目的

放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物（以下このガイドラインにおいて単に「汚染物」という。）の管理の基本は、法令に定められた基準に従った取扱いと記帳にあることはいうまでもない。基準に従った取扱いを行っているかどうかを記帳することによって確認するとともに、記帳は安全管理が適切になされていること及び法令を遵守していることの証明としての役割も果たすものである。特に、記帳によって放射性同位元素及び汚染物の所在を明らかにし、さらに定期的に在庫等の実際の状況と帳簿の内容が一致していることを確認することによって、製造、譲受け、保管、使用、譲渡し、廃棄等といった一連の行為が、法令及び許可又は届出の内容を遵守できているかどうかを確認することは、放射線障害を防止する上で極めて重要である。具体的には、記帳は以下のような点を確認する役割を果たしている。

「受入れ」「払出し」

放射性同位元素の法令に従った確実な譲渡し若しくは譲受け又は貸付け若しくは借受け

「保管」「運搬」

放射性同位元素及び汚染物の法令に従った確実な管理

「使用」

放射性同位元素又は放射線発生装置の法令に従った確実な使用と管理

「廃棄」

放射性同位元素及び汚染物の法令に従った確実な廃棄

本ガイドラインは、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。）に定められている記帳の内容や方法について解釈を示すとともに、より具体的に解説を加えることにより、放射性同位元素及び汚染物の管理と記帳を一体として捉え、各々の事業所等での放射性同位元素及び汚染物のより良い管理に役立てていただくことを目的としている。

本ガイドラインの内容については、直ちにこれに沿った管理を始めることが難しい事業所等においても、少しずつ本ガイドラインの内容に即した管理が為されるよう努めていただきたいと考えている。なお、本ガイドラインは、適宜、関係各位のご意見を踏まえ、事業所等における実態も考慮しながら、更新していく予定である。

## 注意事項

1. 本ガイドラインは、施行規則第 24 条第 1 項に定められている記帳及び施行規則第 26 条第 1 項第 7 号に定められている廃止措置中の記帳について、具

体的に解説を加えたものであり、施行規則に定められた内容に準拠して作成されている。なお、受入れ、使用等の各記帳の根拠条文の詳細については、標題の横に、（第〇号イ、ロ、・・・）という形で示している。

2. 本ガイドラインの内容は、平成 21 年 10 月 9 日に交付された放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 21 年文部科学省令第 33 号）により改正された施行規則に対応している。なお、当該省令の施行日は、第 24 条第 1 項関係については平成 22 年 4 月 1 日、第 26 条第 1 項関係については平成 21 年 11 月 1 日、第 39 条第 3 項の放射線管理状況報告書関係については平成 23 年 4 月 1 日である。
3. 参考 1～20 については、理解の助けとなるように示されているものであり、必ず用いることを求めるものではない。
4. 施行規則を超えた記帳項目については、「必要に応じて」という表現を用いており、必ず行わなければならないものではない。また、施行規則を超えた記帳項目であっても放射性同位元素及び汚染物の管理上、積極的にを行った方がよい事項については、「望ましい」という表現を用いている。

## 1 通則

1. 帳簿は、毎年4月1日又は許可日若しくは届出日に開き、翌年3月31日又は廃止日等に閉じる。
2. 記入する必要がない欄については空欄とはせず、斜線等を記入することにより、記入する必要がない箇所であることを示す。各事業所等において記帳する可能性がない項目については、その記入欄自体を設ける必要はない。
3. 放射性同位元素の種類は、核種名を記帳し、さらに放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成十二年科学技術庁告示第五号）別表第2において化学形等が記載されている核種についてはその化学形等を記帳する。ただし、許可申請書・届出書に「すべての化学形」と記載している場合は、「すべての化学形」と記帳してもよい。なお、化学形等の記載のうち「放射平衡中の子孫核種を含む。」の記載については記帳しなくてもよい。
4. 放射性同位元素の数量は、放射能を記帳し、単位としてはベクレル (Bq) を用いる。
5. 帳簿の閉鎖とは、ただ単に帳簿を期間ごとに区切るという意味ではなく、帳簿を集計し、帳簿を閉じた際に保管している放射性同位元素の数量及び保管又は保管廃棄している汚染物の数量と記帳内容が一致していることを確認することを意味する。
6. 施行規則第39条第3項の放射線管理状況報告書は、閉鎖した帳簿の記録に基づいて作成する。
7. 記帳は、施行規則第24条の2の規定に従い、電磁的方法による記録をもって代えることができる。

## 2 許可届出使用者の記帳

### 2-1 密封された放射性同位元素に関する帳簿

#### (1) 密封された放射性同位元素に関する帳簿の通則

1. 密封された放射性同位元素に関する帳簿であることを明示する。
2. 放射性同位元素の種類は、必要に応じて、番号、型式、ホルダー番号、製造者名その他の放射性同位元素を特定するための情報を記帳する。また、放射性同位元素装備機器に放射性同位元素が装備されている場合にあっては、当該機器の種類を記帳する。さらに、当該機器の型式、性能、製造番号その他の機器を特定するための情報についても記帳することが望ましい。
3. 放射性同位元素の数量は、許可された又は届け出た放射能と個数を用いて記帳する。
4. 放射性同位元素装備機器に一組又は一式として複数の放射性同位元素が装備されている場合にあっては、放射性同位元素の種類及び数量は当該機器ごとにまとめて記帳してもよい。

#### (2) 密封された放射性同位元素の管理の帳簿

5. この帳簿では、密封された放射性同位元素の受入れ又は製造といった保管を開始する行為から、保管を経て、払出し、廃棄その他保管を終了する行為まで及びこれらに付随して行う工場又は事業所の外における運搬について、一体として把握できるように記帳する（参考1参照）。なお、運搬については31～35に従って記帳する。

#### i 密封された放射性同位元素の受入れ又は払出し（第1号イ、ロ）

6. 工場若しくは事業所への受入れ、工場若しくは事業所における製造又は工場若しくは事業所からの払出しについて記帳する。
7. 受入れ又は製造を行うごとに、5のような記帳が行える帳票を作成する。
8. 受入れ又は払出しの記帳項目は、放射性同位元素の種類及び数量、年月日並びに相手方の氏名又は名称である。
9. 相手方の氏名又は名称は、工場若しくは事業所、廃棄事業所、販売所又は賃貸事業所の名称まで記帳する。また、必要に応じて、許可又は届出番号についても記帳する。
10. 密封された放射性同位元素を製造したときは、当該放射性同位元素の種類及び数量並びに製造の年月日について記帳する。
11. 受入れ又は製造を行った年月日は、当該行為を行った年度の帳簿だけでなく、払出し、廃棄その他保管を終了する行為を行うまでの間、継続して記帳しておく。
12. 工場又は事業所において放射性同位元素等による放射線障害の防止に関す

る法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「放射線障害防止法」という。）以外の法律で規制されていた物を放射線障害防止法の規制を受ける放射性同位元素として管理し始めるときは、受入れとして記帳し、相手方の氏名又は名称は、自らの氏名又は名称を記帳するとともに、他法令で規制されていた旨を記帳する。この逆の場合は、払出しとして記帳する。

13. 管理下でない放射性同位元素を発見し、管理下に入れたものの記帳をする場合、受入れとして記帳し、相手方の氏名又は名称は不明とし、発見した場所についても記帳する。なお、当然に管理下でない放射性同位元素を発見した時には、速やかに文部科学省に連絡をする。

## ii 密封された放射性同位元素の保管（第1号ト、チ、リ）

14. 保管の記帳項目は、放射性同位元素の種類及び数量、期間、方法、場所並びに従事する者の氏名である。
15. 保管の期間は、保管を開始した年月日（繰り越された放射性同位元素についてはその年の4月1日）及び保管を終了した年月日（繰り越す放射性同位元素については帳簿を閉じた年月日）を記帳する。
16. 保管を開始するときは、許可された又は届け出た貯蔵能力の範囲内であることを確認する。
17. 帳簿閉鎖時においてなお保管している場合は、保管を終了した年月日の欄に帳簿を閉じた年月日を記帳するとともに、繰越した旨を記帳する。
18. 保管に従事する者の氏名は、保管期間中における放射性同位元素の管理並びに受入れに伴う入庫（輸送容器からの放射性同位元素の取出しを含む。）及び払出しに伴う出庫（輸送容器への放射性同位元素の収納を含む。）に従事する者の氏名を記帳する。
19. 払出し以外の貯蔵施設からの出庫（使用するための出庫等）又は受入れ以外の貯蔵施設への入庫（一度出庫した放射性同位元素の貯蔵室への再入庫等）についても、放射性同位元素の種類及び数量、年月日、時刻並びに従事する者の氏名を記帳することが望ましい。
20. 払い出す又は廃棄する場合以外で保管を終了する場合（永久挿入等）は、保管の終了の記帳をする。また、その旨を備考として記帳することが望ましい。
21. 放射性同位元素の数量の変更（減衰補正）をするときは、保管の終了として記帳せず、数量の変更として記帳する。
22. 放射性同位元素の数量の変更（減衰補正）は、必ず行う必要はなく、必要に応じて行う。数量の変更を行う場合には、あらかじめ、施行規則第9条の2の軽微な変更の届出又は施行規則第4条の変更の届出をする。
23. 21の記帳項目は、放射性同位元素の種類、変更前後の数量及び数量を変更した年月日である。

## iii 密封された放射性同位元素の廃棄（第1号ル、ヲ、ワ）

24. 廃棄の記帳項目は、放射性同位元素の種類及び数量、年月日、方法、場所並

びに従事する者の氏名である。

## (3) 密封された放射性同位元素の使用の帳簿（第1号ハ、ホ、ヘ）

25. この帳簿では、密封された放射性同位元素の使用について記帳する（参考2参照）。放射線障害防止法第10条第6項に基づく一時的な使用を行う場合にあってはこれに付随して行う工場又は事業所の外における運搬についても、使用と一体として把握できるように記帳する（参考2参照）。なお、運搬については31～35に従って記帳する。
26. 使用の記帳は、通常の使用のほか、放射性同位元素の製造及び放射性同位元素装備機器への装備についても記帳する。
27. 使用の記帳項目は、放射性同位元素の種類及び数量、年月日、目的、方法、場所並びに従事する者の氏名である。
28. 使用の年月日は、必要に応じて、時刻も記帳する。また、複数日連続して使用した場合は、使用を開始した年月日及び使用を終了した年月日を記帳する。
29. 使用の目的及び方法は、実際の使用状況が許可又は届出の内容の範囲内であることを第三者も確認できるよう、実態について簡潔に記帳する。また、最大使用時間が定められている場合は、使用の方法として使用を開始した時刻及び使用を終了した時刻又は使用時間についても記帳する。時刻については、28で記帳している場合はこの限りでない。
30. 密封された放射性同位元素を使用して新たな密封された放射性同位元素を製造する場合は、使用の目的に、その旨並びに製造した放射性同位元素の種類及び数量を記帳する。

## (4) 密封された放射性同位元素の工場又は事業所の外における運搬（第1号ヌ）

31. 運搬の記帳項目は、年月日、方法、荷受人又は荷送人の氏名又は名称及び運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称である。
32. 記帳者が運搬を委託していない場合は、運搬の記帳を行う必要はない。
33. 運搬の方法は、輸送物の区分（L・A・BM・BU・IP-1・IP-2・IP-3）及び運搬手段について記帳する。
34. 荷受人又は荷送人の氏名又は名称は、受入れに付随して行う運搬の場合には荷送人の氏名又は名称を、払出し又は廃棄に付随して行う運搬の場合には荷受人の氏名又は名称を記帳する。
35. 運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称は、記帳者が自ら運搬を行う場合は運搬に従事する者の氏名を、運搬を委託する場合は運搬の委託先の氏名又は名称を記帳する。

## (5) 密封された放射性同位元素の帳簿閉鎖時の記帳と次年度の帳簿

36. 帳簿閉鎖時は、在庫を確認し、保管の帳簿と一致することを確認する。
37. 帳簿閉鎖後、帳簿を集計し、総括帳票を作成する。
38. 総括帳票は、密封された放射性同位元素の種類及び数量ごとに、放射性同位

元素の種類及び数量、期首在庫、受入等個数、払出等個数、数量の変更（減衰補正）により増減した個数並びに期末在庫を記帳する（参考3参照）。

39. 総括帳票の期首在庫は帳簿を開いた時の保管個数<sup>※</sup>を、期末在庫は帳簿を閉じた時の保管個数<sup>※</sup>を記帳する。  
※：当該時点において使用中であるものを含む。
40. 総括帳票の受入等個数は、帳簿を集計し、当該年度に受け入れた個数及び製造した個数の合計を記帳する。
41. 総括帳票の払出等個数は、帳簿を集計し、当該年度に払い出した個数、廃棄した個数その他永久挿入等により保管を終了した個数の合計を記帳する。
42. 総括帳票の数量の変更（減衰補正）により増減した個数は、変更前の数量の欄に当該数量でなくなった個数を負の値で、変更後の数量の欄に当該数量となった個数を正の値でそれぞれ記帳する。
43. 総括帳票を作成後、各々の密封された放射性同位元素の種類及び数量ごとに、期首在庫、受入等個数及び数量の変更（減衰補正）により増減した個数の和から払出等個数を差し引いた個数が期末在庫と一致することを確認する。
44. 43の確認後に、総括帳票の数字を用いて、放射線管理状況報告書を作成する。
45. 次年度当初には、新たな帳簿を作成する。

## 2-2 密封されていない放射性同位元素等に関する帳簿

### (1) 密封されていない放射性同位元素等に関する帳簿の通則

1. 密封されていない放射性同位元素及び汚染物に関する帳簿であることを明示する。
2. 放射性同位元素の種類は、必要に応じて、物理的状态、製品名その他の放射性同位元素を特定するための情報を記帳する。

### (2) 密封されていない放射性同位元素の管理の帳簿

3. この帳簿では、密封されていない放射性同位元素の受入れ、製造又は貯蔵施設への入庫といった保管を開始する行為から、保管を経て、払出し又は貯蔵施設からの出庫といった保管を終了する行為まで及びこれらに付随して行う運搬について、核種ごとに、一体として把握できるように記帳する（参考4参照）。なお、運搬については39～43に従って記帳する。

#### i 密封されていない放射性同位元素の受入れ又は払出し（第1号イ、ロ）

4. 工場若しくは事業所への受入れ、工場若しくは事業所における製造又は工場若しくは事業所からの払出しについて記帳する。
5. 受入れ又は払出しの記帳項目は、放射性同位元素の種類及び数量、年月日並びに相手方の氏名又は名称である。
6. 相手方の氏名又は名称は、工場若しくは事業所、廃棄事業所、販売所又は賃貸事業所の名称まで記帳する。また、必要に応じて、許可又は届出番号についても記帳する。
7. 密封されていない放射性同位元素を製造したときは、当該放射性同位元素の種類及び数量並びに製造の年月日について記帳する。
8. 工場又は事業所において放射線障害防止法以外の法律で規制されていた物を放射線障害防止法の規制を受ける放射性同位元素として管理し始めるときは、受入れとして記帳し、相手方の氏名又は名称は、自らの氏名又は名称を記帳するとともに、他法令で規制されていた旨を記帳する。この逆の場合は、払出しとして記帳する。
9. 管理下でない放射性同位元素を発見し、管理下に入れたものの記帳をする場合、受入れとして記帳し、相手方の氏名又は名称は不明とし、発見した場所についても記帳する。なお、当然に管理下でない放射性同位元素を発見した時には、速やかに文部科学省に連絡する。

#### ii 密封されていない放射性同位元素の保管（第1号ト、チ、リ）

10. 保管の記帳項目は、放射性同位元素の種類及び数量、期間、方法、場所並びに従事する者の氏名である。
11. 貯蔵施設からの出庫又は貯蔵施設への入庫を行ったときは、出庫又は入庫した放射性同位元素の種類及び数量、年月日並びに従事する者の氏名について

記帳する。必要に応じて、時刻も記帳する。

12. 保管の期間は、保管を開始した年月日（受入れ、製造又は入庫を行った年月日。繰り越された放射性同位元素についてはその年の4月1日）及び保管を終了した年月日（払出し若しくは出庫を行った年月日又は繰り越す放射性同位元素については帳簿を閉じた年月日）とする。
13. 保管を開始するときは、許可された貯蔵能力の範囲内であることを確認する。
14. 帳簿閉鎖時においてなお保管している場合は、帳簿を閉じた年月日を記帳するとともに、繰越した旨を記帳し、次の帳簿に繰り越す数量を記帳する。
15. 保管に従事する者の氏名は、保管期間中における放射性同位元素の管理並びに入庫（輸送容器からの放射性同位元素の取出しを含む。）及び出庫（輸送容器への放射性同位元素の収納を含む。）に従事する者の氏名を記帳する。
16. 放射性同位元素の数量の変更（減衰補正）をするときは、減衰補正計算をして数量の変更を行った日に保管に係る記帳を行う。
17. 放射性同位元素の数量の変更（減衰補正）は、必ず行う必要はなく、必要に応じて行う。
18. 16の記帳項目は、放射性同位元素の種類、数量の変更によって減少した数量、減衰補正計算後の保管している放射性同位元素の数量及び数量を変更した年月日とする。

**(3) 密封されていない放射性同位元素の使用の帳簿（第1号ハ、ホ、ヘ）**

19. この帳簿では、密封されていない放射性同位元素の使用について、核種ごとに、一体として把握できるように記帳する（参考5参照）。
20. 使用の記帳は、通常の使用のほか、放射性同位元素の製造（密封されていない放射性同位元素から密封された放射性同位元素を製造する場合を含む。）についても記帳する。
21. 使用の記帳項目は、放射性同位元素の種類及び数量、年月日、目的、方法、場所並びに従事する者の氏名である。
22. 放射性同位元素の数量は、貯蔵施設から出庫した数量をもとに記帳する。複数日連続して使用した場合は、各日の使用数量が把握できるように記帳する。この場合において、各日の使用数量は、必要に応じて数量の変更（減衰補正）をしてもよい。
23. 複数日連続して使用した場合には、使用の年月日は、使用を開始した年月日及び使用を終了した年月日を記帳する。
24. 使用の目的及び方法は、実際の使用状況が許可又は届出の内容の範囲内であることを第三者も確認できるよう、実態について簡潔に記帳する。
25. 1日、3ヶ月、1年ごとに、各々の期間中に使用した数量が、許可の内容の範囲内であることを帳簿を用いて確認する。
26. 25の3月間使用数量及び年間使用数量は、当該期間内に使用した正味の数量で計算をする。例えば、使用に伴い放射性同位元素の在庫が減少しない場合については、1日最大使用数量を合計して3月間使用数量や年間使用数量を

求めることはしない。

**(4) 密封されていない放射性同位元素等の廃棄の帳簿（第1号ル、ヲ、ワ）**

27. この帳簿では、密封されていない放射性同位元素及び汚染物の廃棄並びにこれらに付随して行う運搬について、一体として把握できるように記帳する。なお、運搬については39～43に従って記帳する。
28. 廃棄の記帳は、保管廃棄、焼却、固化及び保管廃棄した廃棄物の許可廃棄業者への引渡しについては必ず記帳し、必要に応じて、排気及び排水についても記帳する。なお、排気及び排水については、当然に、施行規則第20条の測定の記録を行う。
29. 廃棄の記帳は、廃棄に係る放射性同位元素及び汚染物を収納する容器ごとに帳票を作成する（参考6参照）。また、必要に応じて、使用の都度、使用の帳簿における放射性同位元素の数量の記帳と関連づけて、廃棄した放射性同位元素の種類及び数量並びに汚染物の種類及び数量を記帳する。
30. 廃棄の記帳項目は、放射性同位元素（汚染物に含まれている放射性同位元素を含む。）の種類及び数量、汚染物の種類及び数量、年月日、方法、場所並びに従事する者の氏名である。
31. 廃棄に係る放射性同位元素の数量は、その算定方法についてあらかじめ設定し、帳簿に記載する。
32. 汚染物の種類は、原則として、可燃物、難燃物、不燃物、有機液体、動物、フィルター等の許可廃棄業者が示す廃棄物の分類を記帳し、それができない場合は、記帳者が設定する分類を記帳する。
33. 汚染物の数量は、汚染物を収納する容器の容積を記帳する。
34. 廃棄に係る放射性同位元素の数量の変更（減衰補正）は、必ず行う必要はなく、必要に応じて行う。
35. 34の記帳項目は、放射性同位元素の種類ごとに、数量の変更によって減少した数量及び数量の変更を行った年月日を記帳し、その旨を備考として記帳する。また、減衰補正計算後の保管廃棄している放射性同位元素の数量についても併せて記帳する。
36. 焼却を行う場合は、廃棄の年月日は焼却した年月日を記帳し、廃棄の方法は焼却した旨を記帳する。また、廃棄の方法として、焼却炉の種類及び型式、助燃剤の種類、廃液の成分、性状及び容積、廃液中の放射性同位元素の濃度、並びに残渣の処理方法及び量を記帳することが望ましい。
37. 保管廃棄を行う場合は、廃棄の方法として、汚染物を収納する容器の種類及び管理番号についても記帳する。
38. 帳簿閉鎖時においてなお保管廃棄している場合は、保管廃棄の帳票の内容をすべて複写した帳票を次年度に使用する。

**(5) 密封されていない放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬（第1号ヌ）**

39. 運搬の記帳項目は、年月日、方法、荷受人又は荷送人の氏名又は名称及び運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称である。
40. 記帳者が運搬を委託していない場合は、運搬の記帳を行う必要はない。
41. 運搬の方法は、輸送物の区分（L・A・BM・BU・IP-1・IP-2・IP-3）及び運搬手段について記帳する。
42. 荷受人又は荷送人の氏名又は名称は、受入れに付随して行う運搬の場合には荷送人の氏名又は名称を、払出し又は廃棄に付随して行う運搬の場合には荷受人の氏名又は名称を記帳する。
43. 運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称は、記帳者が自ら運搬を行う場合は運搬に従事する者の氏名を、運搬を委託する場合は運搬の委託先の氏名又は名称を記帳する。

**(6) 密封されていない放射性同位元素等の帳簿閉鎖時の記帳と次年度の帳簿**

44. 帳簿閉鎖時は、在庫を確認し、保管の帳簿と一致することを確認する。
45. 帳簿閉鎖後、帳簿を集計し、総括帳票を作成する。
46. 総括帳票は、放射性同位元素については、放射性同位元素の種類ごとに、放射性同位元素の種類、期首在庫、受入等数量、払出等数量及び期末在庫を、汚染物については、汚染物の種類ごとに、帳簿を閉鎖した時の汚染物の数量を記帳する（参考7参照）。
47. 総括帳票の放射性同位元素の期首在庫は帳簿を開いた時の保管数量を、放射性同位元素の期末在庫は帳簿を閉じた時の保管数量を記帳する。
48. 総括帳票の放射性同位元素の受入等数量は、帳簿を集計し、当該年度に受け入れた数量及び製造した数量の合計を記帳する。
49. 総括帳票の放射性同位元素の払出等数量は、帳簿を集計し、当該年度に払い出した数量、使用した数量及び数量の変更（減衰補正）により減少した数量の合計を記帳する。
50. 汚染物の数量は、帳簿を集計し、保管廃棄設備に保管廃棄している汚染物を収納する容器の容積を記帳した上で容器の個数を記帳し、フィルター等については容積を記帳する。
51. 総括帳票を作成後、放射性同位元素の種類ごとに、期首在庫及び受入等数量の和から払出等数量を差し引いた数量が期末在庫と一致することを確認する。ただし、一度使用した放射性同位元素を再度使用することがある工場又は事業所においては一致はしないので、一致しない原因について11の入庫及び出庫の記録を見て確認する。
52. 51の確認後に、総括帳票の数字を用いて、放射線管理状況報告書を作成する。
53. 次年度当初には、新たな帳簿を作成する。

**2-3 放射線発生装置に関する帳簿（第1号ニ、ホ、ヘ）**

1. 放射線発生装置一台ごとに記帳する。
2. 放射線発生装置の使用の記帳項目は、種類、年月日、目的、方法、場所及び従事する者の氏名である。
3. 放射線発生装置の種類は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）第2条の装置名及びその性能を記帳する。
4. 使用の年月日は、必要に応じて、時刻も記帳する。また、複数日連続して使用した場合は、使用を開始した年月日及び使用を終了した年月日を記帳する。
5. 使用の目的及び方法は、実際の使用状況が許可の内容の範囲内であることを第三者も確認できるよう、実態について簡潔に記帳する。また、最大使用時間又は最大使用線量が定められている場合は、使用を開始した時刻及び使用を終了した時刻若しくは使用時間又は線量についても記帳する。時刻については、4で記帳している場合はこの限りでない。

**2-4 放射線施設の点検に関する帳簿（第1号ヨ）**

1. 放射線障害予防規程で定めた点検について記帳する。
2. 放射線施設の点検の記帳項目は、実施年月日、点検の結果、措置の内容及び点検を行った者の氏名である。
3. 点検の結果は、各々の放射線施設の状況について記帳する。
4. 措置の内容は、措置を開始した年月日及び完了した年月日についても記帳する。

**2-5 教育及び訓練に関する帳簿（第1号タ）**

1. 教育及び訓練の記帳項目は、実施年月日、項目並びに教育及び訓練を受けた者の氏名である。
2. 教育及び訓練の項目は、施行規則第21条の2第1項第4号の項目（放射線の人体に与える影響、放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い、放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令、放射線障害予防規程）を記帳し、時間数についても記帳する。
3. 施行規則第21条の2第2項の規定により項目の省略を行った場合は、省略した項目ごとにその理由を記帳する。

**2-6 第22条の3第1項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入った者に関する帳簿（第1号レ）**

1. 施行規則第22条の3第1項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入った者の氏名を記帳する。

**3 届出版売業者及び届出貨貸業者の記帳**

**3-1 密封された放射性同位元素に関する帳簿**

**(1) 密封された放射性同位元素に関する帳簿の通則**

1. 密封された放射性同位元素に関する帳簿であることを明示する。
2. 放射性同位元素の種類は、必要に応じて、番号、型式、ホルダー番号、製造者名その他の放射性同位元素を特定するための情報を記帳する。また、放射性同位元素装備機器に放射性同位元素が装備されている場合にあっては、当該機器の種類を記帳する。さらに、当該機器の型式、性能、製造番号その他の機器を特定するための情報についても記帳することが望ましい。
3. 放射性同位元素の数量は、届け出た放射能と個数を用いて記帳する。
4. 放射性同位元素装備機器に一組又は一式として複数の放射性同位元素が装備されている場合にあっては、放射性同位元素の種類及び数量は当該機器ごとにまとめて記帳してもよい。

**(2) 密封された放射性同位元素の管理の帳簿**

5. この帳簿では、譲受け（輸入、購入、販売した放射性同位元素の引取り等）、回収（賃貸した放射性同位元素の回収であり、販売した放射性同位元素の引取りのことではない。）、賃借といった管理を開始する行為から、保管の委託を経て、販売、その他譲渡し（輸出、購入した放射性同位元素の購入元への引渡し等）、返還（賃借した放射性同位元素の返還であり、購入した放射性同位元素の購入元への引渡しのことではない。）、賃貸、廃棄の委託といった管理を終了する行為まで及びこれらに付随して行う運搬について、一体として把握できるように記帳する（参考8参照）。なお、運搬については17～21に従って記帳する。
  1. 密封された放射性同位元素の譲受け・回収・賃借又は販売・その他譲渡し・返還・賃貸（第2号イ、ロ）
6. 販売所若しくは賃貸事業所への譲受け、回収若しくは賃借又は販売所若しくは賃貸事業所からの販売、その他譲渡し、返還若しくは賃貸について記帳する。
7. 譲受け、回収若しくは賃借又は販売、その他譲渡し、返還若しくは賃貸の記帳項目は、放射性同位元素の種類及び数量、年月日並びに相手方の氏名又は名称である。
8. 譲受け、回収又は賃借を行うごとに、5のような記帳が行える帳票を作成する。
9. 販売は、その他譲渡しとは区別して記帳する。
10. 回収及び賃借は譲受けとして、返還はその他譲渡しとしてまとめて記帳して

もよい。

11. 譲受け、回収又は賃借を行った年月日は、当該行為を行った年度の帳簿だけでなく、販売、その他譲渡し、返還又は賃貸といった管理を終了する行為を行うまでの間、継続して記帳しておく。
12. 相手方の氏名又は名称は、工場若しくは事業所、廃棄事業所、販売所又は賃貸事業所の名称まで記帳する。また、必要に応じて、許可又は届出番号についても記帳する。

ii 密封された放射性同位元素の保管の委託（第2号ニ、ホ）

13. 保管の委託の記帳項目は、放射性同位元素の種類及び数量、委託の年月日、期間並びに委託先の氏名又は名称である。
14. 保管の委託の年月日及び期間は、保管を委託した年月日及び保管の委託を終了した年月日を記帳する。
15. 帳簿閉鎖時においてなお保管を委託している場合は、保管を終了した年月日の欄に帳簿を閉じた年月日を記帳するとともに、繰越した旨を記帳する。

iii 密封された放射性同位元素の廃棄の委託（第2号ヘ、ト）

16. 廃棄の委託の記帳項目は、放射性同位元素の種類及び数量、年月日並びに委託先の氏名又は名称である。

**(3) 密封された放射性同位元素の運搬（第2号ハ）**

17. 運搬の記帳項目は、年月日、方法、荷受人又は荷送人の氏名又は名称及び運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称である。
18. 記帳者が運搬を委託していない場合は、運搬の記帳を行う必要はない。
19. 運搬の方法は、輸送物の区分（L・A・BM・BU・IP-1・IP-2・IP-3）及び運搬手段について記帳する。
20. 荷受人又は荷送人の氏名又は名称は、譲受け、回収又は賃借に付随して行う運搬の場合には荷送人の氏名又は名称を、譲渡し、返還、賃貸又は廃棄に付随して行う運搬の場合には荷受人の氏名又は名称を記帳する。
21. 運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称は、記帳者が自ら運搬を行う場合は運搬に従事する者の氏名を、運搬を委託する場合は運搬の委託先の氏名又は名称を記帳する。

**(4) 密封された放射性同位元素の賃貸（第2号イ、ロ）【届出貨貸業者】**

22. この帳簿では、(2)の管理の帳簿に加え、放射性同位元素の賃貸と当該放射性同位元素の回収の状況を一体として把握できるように記帳する（参考9参照）。
23. 放射性同位元素の賃貸の記帳項目は、放射性同位元素の種類及び数量、年月日並びに相手方の氏名又は名称である。
24. 賃貸の年月日は、放射性同位元素を賃貸した年月日（賃貸を開始した年月日）

及び回収した年月日（賃貸を終了した年月日）を記帳する。

25. 帳簿閉鎖時においてなお賃貸している場合は、回収した年月日の欄に帳簿を閉じた年月日を記帳するとともに、繰越した旨を記帳する。
26. 賃貸した年月日は、当該行為を行った年度の帳簿だけでなく、回収するまでの間、継続して記帳しておく。
27. 相手方の氏名又は名称は、工場若しくは事業所、廃棄事業所、販売所又は賃貸事業所の名称まで記帳する。また、必要に応じて、許可又は届出番号についても記帳する。

**(5) 密封された放射性同位元素の帳簿閉鎖時の記帳と次年度の帳簿**

【届出販売業者】

28. 帳簿閉鎖後、帳簿を集計し、総括帳票を作成する。
29. 総括帳票は、密封された放射性同位元素の種類及び数量ごとに、放射性同位元素の種類及び数量、期首における保管委託個数、譲り受けた個数、販売個数、その他譲り渡した個数及び期末における保管委託個数を記帳する（参考10参照）。
30. 総括帳票の期首における保管委託個数は帳簿を開いた時の保管委託個数を、期末における保管委託個数は帳簿を閉鎖したときの保管委託個数を記帳する。
31. 総括帳票の譲り受けた個数は、帳簿を集計し、当該年度に譲り受けた個数、回収した個数及び賃借した個数の合計を記帳する。
32. 総括帳票の販売個数は、帳簿を集計し、当該年度に販売した個数を記帳する。
33. 総括帳票のその他譲り渡した個数は、帳簿を集計し、当該年度に譲り渡した個数（販売個数を除く）、返還した個数及び当該年度に賃貸した個数の合計を記帳する。
34. 総括帳票を作成後、各々の密封された放射性同位元素の種類及び数量ごとに、30の期首における保管委託個数及び31の譲り受けた個数の和から32の販売個数及び33のその他譲り渡した個数の和を差し引いた個数が30の期末における保管委託個数と一致することを確認する。
35. 34の確認後に、総括帳票の数字を用いて、放射線管理状況報告書を作成する。
36. 次年度当初には、新たな帳簿を作成する。

**(6) 密封された放射性同位元素の帳簿閉鎖時の記帳と次年度の帳簿**

【届出貨貸業者】

37. 帳簿閉鎖後、帳簿を集計し、総括帳票を作成する。
38. 総括帳票は、密封された放射性同位元素の種類及び数量ごとに、放射性同位元素の種類及び数量、期首における保管委託個数、譲り受けた個数、賃貸個数、譲り渡した個数並びに期末における保管委託個数を記帳する（参考11参照）。
39. 総括帳票の期首における保管委託個数は帳簿を開いた時の保管委託個数を、

期末における保管委託個数は帳簿を閉鎖したときの保管委託個数を記帳する。

40. 総括帳票の譲り受けた個数は、帳簿を集計し、当該年度に譲り受けた個数、回収した個数及び貸借した個数の合計を記帳する。
41. 総括帳票の賃貸個数は、帳簿を集計し、当該年度に賃貸した個数（当該年度に賃貸を開始した個数）及び帳簿閉鎖時に現に賃貸している個数を記帳する。
42. 総括帳票の譲り渡した個数は、帳簿を集計し、当該年度に譲り渡した個数（販売個数を含む。）及び返還した個数の合計を記帳する。
43. 総括帳票を作成後、各々の密封された放射性同位元素の種類及び数量ごとに、39の期首における保管委託個数及び40の譲り受けた個数の和から41の当該年度に賃貸した個数及び42の譲り渡した個数の和を差し引いた個数が39の期末における保管委託個数と一致することを確認する。
44. 43の確認後に、総括帳票の数字を用いて、放射線管理状況報告書を作成する。
45. 次年度当初には、新たな帳簿を作成する。

### 3-2 密封されていない放射性同位元素等に関する帳簿【届出版売業者】

#### (1) 密封されていない放射性同位元素等に関する帳簿の通則

1. 密封されていない放射性同位元素及び汚染物に関する帳簿であることを明示する。
2. 放射性同位元素の種類は、必要に応じて、物理的状态、製品名その他の放射性同位元素を特定するための情報を記帳する。

#### (2) 密封されていない放射性同位元素等の管理の帳簿

3. この帳簿では、譲受け（購入、輸入、販売した放射性同位元素の引取り等）その他管理を開始する行為から、保管の委託を経て、販売、その他譲渡し（輸出、購入した放射性同位元素の購入元への引渡し等）、廃棄の委託その他管理を終了する行為まで及びこれらに付随して行う運搬について、放射性同位元素の種類ごとに、一体として把握できるように記帳する（参考12参照）。なお、運搬については12～16に従って記帳する。

#### i 密封されていない放射性同位元素の譲受け又は販売・その他譲渡し（第2号イ、ロ）

4. 販売所への譲受け又は販売所からの販売若しくはその他譲渡しについて記帳する。
5. 譲受け又は販売若しくはその他譲渡しの記帳項目は、放射性同位元素の種類及び数量、年月日並びに相手方の氏名又は名称である。
6. 販売は、その他譲渡しとは区別して記帳する。

7. 相手方の氏名又は名称は、工場若しくは事業所、廃棄事業所、販売所又は賃貸事業所の名称まで記帳する。また、必要に応じて、許可又は届出番号についても記帳する。

#### ii 密封されていない放射性同位元素の保管の委託（第2号ニ、ホ）

8. 保管の委託の記帳項目は、放射性同位元素の種類及び数量、委託の年月日、期間並びに委託先の氏名又は名称である。
9. 保管の委託の年月日及び期間は、保管を委託した年月日及び保管の委託を終了した年月日を記帳する。
10. 帳簿閉鎖時においてなお保管を委託している場合は、帳簿を閉じた年月日を記帳するとともに、繰越した旨を記帳し、次の帳簿に繰り越す数量を記帳する。

#### iii 密封されていない放射性同位元素等の廃棄の委託（第2号ヘ、ト）

11. 廃棄の委託の記帳項目は、放射性同位元素の種類及び数量、汚染物の種類及び数量、年月日並びに委託先の氏名又は名称である。

### (3) 密封されていない放射性同位元素等の運搬（第2号ハ）

12. 運搬の記帳項目は、年月日、方法、荷受人又は荷送人の氏名又は名称及び運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称である。
13. 記帳者が運搬を委託していない場合は、運搬の記帳を行う必要はない。
14. 運搬の方法は、輸送物の区分（L・A・BM・BU・IP-1・IP-2・IP-3）及び運搬手段について記帳する。
15. 荷受人又は荷送人の氏名又は名称は、譲受けに付随して行う運搬の場合には荷送人の氏名又は名称を、譲渡し又は廃棄に付随して行う運搬の場合には荷受人の氏名又は名称を記帳する。
16. 運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称は、記帳者が自ら運搬を行う場合は運搬に従事する者の氏名を、運搬を委託する場合は運搬の委託先の氏名又は名称を記帳する。

### (4) 密封されていない放射性同位元素の帳簿閉鎖時の記帳と次年度の帳簿

17. 帳簿閉鎖後、帳簿を集計し、総括帳票を作成する。
18. 総括帳票は、放射性同位元素の種類ごとに、放射性同位元素の種類、期首における保管委託数量、譲り受けた数量、販売数量、その他譲り渡した数量及び期末における保管委託数量を記帳する（参考13参照）。
19. 総括帳票の期首における保管委託数量は帳簿を開いた時の保管委託数量を、期末における保管委託数量は帳簿を閉鎖した時の保管委託数量を記帳する。
20. 総括帳票の譲り受けた数量は、帳簿を集計し、当該年度に譲り受けた数量を記帳する。
21. 総括帳票の販売数量は、帳簿を集計し、当該年度に販売した数量を記帳する。

22. 総括帳票のその他譲り渡した数量は、帳簿を集計し、当該年度に譲り渡した数量（販売数量を除く。）を記帳する。
23. 総括帳票を作成後、放射性同位元素の種類ごとに、期首における保管委託数量及び譲り受けた数量の和から販売数量及びその他譲り渡した数量の和を差し引いた数量が期末における保管委託数量と一致することを確認する。
24. 23の確認後に、総括帳票の数字を用いて、放射線管理状況報告書を作成する。
25. 次年度当初には、新たな帳簿を作成する。

## 4 許可廃棄業者の記帳

### 4-1 放射性同位元素等に関する帳簿

#### (1) 放射性同位元素等に関する帳簿の通則

1. 放射性同位元素及び汚染物に関する帳簿であることを明示する。
2. 放射性同位元素の数量は、その算定方法についてあらかじめ設定し、帳簿に記載する。
3. 放射性同位元素の数量は、どうしても算出することができない場合は、不明と記帳する。
4. 汚染物の種類は、可燃物、難燃物、不燃物、有機液体、動物、フィルター等の廃棄物の分類を記帳する。
5. 汚染物の数量は、汚染物を収納する容器の容積及びその個数を用いて記帳する。容器で管理を行わない場合は、容積を用いて記帳する。

#### (2) 放射性同位元素等の管理の帳簿（容器ごとの管理ができる場合）

6. この帳簿では、容器ごとの管理ができる場合には、受入れ又は詰替え、減容その他の廃棄処理後といった保管を開始する行為から、払出し、さらなる詰替え又は廃棄といった保管を終了する行為まで並びにこれらに付随して行う運搬について、放射性同位元素及び汚染物を収納している容器ごとに、一体として把握できるように記帳する（参考 14 参照）。なお、運搬については、34～38 に従って記帳する。

#### i 放射性同位元素等の受入れ又は払出し（第3号イ、ロ）

7. 廃棄事業所への受入れ若しくは詰替えその他の保管を開始する行為又は廃棄事業所からの払出しについて記帳する。
8. 受入れ又は払出しの記帳項目は、放射性同位元素の種類及び数量、汚染物の種類及び数量、年月日並びに相手方の氏名又は名称である。
9. 受入れ又は詰替えその他の保管を開始する行為を行うごとに、6のような記帳が行える帳票を作成する。
10. 詰替えその他の保管を開始する行為を行ったときは、当該放射性同位元素の種類及び数量、汚染物の種類及び数量並びに年月日について記帳する。
11. 受入れ又は詰替えその他の保管を開始する行為を行った年月日は、当該行為を行った年度の帳簿だけでなく、払出し、さらなる詰替え又は廃棄といった、この帳票で管理する容器による保管を終了する行為を行うまでの間、継続して記帳しておく。
12. 相手方の氏名又は名称は、工場若しくは事業所、廃棄事業所、販売所又は賃貸事業所の名称まで記帳する。また、必要に応じて、許可又は届出番号についても記帳する。

ii 放射性同位元素等の保管（第3号ハ、ニ、ホ）

13. 保管の記帳項目は、放射性同位元素の種類及び数量、汚染物の種類及び数量、期間、方法、場所並びに従事する者の氏名である。
14. 保管の期間は、廃棄物貯蔵施設において、保管を開始した年月日（繰り越された放射性同位元素及び汚染物についてはその年の4月1日）及び保管を終了した年月日（繰り越す放射性同位元素及び汚染物については帳簿を閉じた年月日）を記帳する。
15. 帳簿閉鎖時においてなお保管している場合は、保管を終了した年月日の欄に帳簿を閉じた年月日を記帳するとともに、繰越した旨を記帳する。
16. 保管の方法として、汚染物を収納する容器の種類及び管理番号についても記帳する。
17. 保管に従事する者の氏名は、保管期間中における放射性同位元素及び汚染物の管理並びに入庫（輸送容器からの放射性同位元素及び汚染物の取出しを含む。）及び出庫（輸送容器への放射性同位元素及び汚染物の収納を含む。）に従事する者の氏名を記帳する。
18. 放射性同位元素の数量の変更（減衰補正）は、必ず行う必要はなく、必要に応じて行う。
19. 18の記帳項目は、放射性同位元素の種類ごとに、数量の変更によって減少した数量及び減衰補正計算を行い数量の変更を行った年月日を記帳し、その旨を備考として記帳する。また、減衰補正計算後の放射性同位元素の数量についても併せて記帳する。

iii 放射性同位元素等の廃棄（第3号ト）

20. 廃棄（詰替え、減容その他の廃棄処理を含む）の記帳項目は、放射性同位元素の種類及び数量、汚染物の種類及び数量、年月日、方法、場所並びに従事する者の氏名である。
21. 保管廃棄を行う場合は、廃棄の年月日は、保管廃棄した年月日（繰り越されたものについてはその年の4月1日）のほか、保管廃棄を終了した年月日（払出しを行った年月日又は帳簿を閉じた年月日）についても記帳する。また、廃棄の方法として、汚染物を収納する容器の種類及び管理番号についても記帳する。
22. 帳簿閉鎖時においてなお保管廃棄している場合は、帳簿を閉じた年月日を記帳するとともに、繰越した旨を記帳し、次の帳簿に繰り越す数量を記帳する。

(3) 放射性同位元素等の管理の帳簿（容器ごとの管理ができない場合）

23. この帳簿では、容器ごとの管理ができない場合には、受入れ又は減容その他の廃棄処理後といった保管を開始する行為から、払出し若しくは廃棄といった保管を終了する行為又は容器への収納まで並びにこれらに付随して行う

運搬について、一体として把握できるように記帳する（参考15参照）。なお、運搬については、34～38に従って記帳する。

i 放射性同位元素等の受入れ又は払出し（第3号イ、ロ）

24. 廃棄事業所への受入れその他保管を開始する行為又は廃棄事業所からの払出しについて記帳する。
25. 受入れ又は払出しの記帳項目は、放射性同位元素の種類及び数量、汚染物の種類及び数量、年月日並びに相手方の氏名又は名称である。
26. 減容その他の廃棄処理後に保管を開始するときは、放射性同位元素の種類及び数量、汚染物の種類及び数量並びに年月日について記帳する。
27. 相手方の氏名又は名称は、工場若しくは事業所、廃棄事業所、販売所又は賃貸事業所の名称まで記帳する。また、必要に応じて、許可又は届出番号についても記帳する。

ii 放射性同位元素等の保管（第3号ハ、ニ、ホ）

28. 保管の記帳項目は、放射性同位元素の種類及び数量、汚染物の種類及び数量、期間、方法、場所並びに従事する者の氏名である。
29. 保管の期間は、保管を開始した年月日（繰り越された放射性同位元素及び汚染物についてはその年の4月1日）及び保管を終了した年月日（払出し、廃棄若しくは廃棄処理をした年月日又は繰り越す放射性同位元素及び汚染物については帳簿を閉じた年月日）を記帳する。
30. 帳簿閉鎖時においてなお保管している場合は、繰越した旨を記帳し、次年度に繰り越す数量を記帳する。
31. 保管に従事する者の氏名は、保管期間中における放射性同位元素及び汚染物の管理並びに入庫（輸送容器からの放射性同位元素及び汚染物の取出しを含む。）及び出庫（輸送容器への放射性同位元素及び汚染物の収納を含む。）に従事する者の氏名を記帳する。
32. 放射性同位元素の数量の変更（減衰補正）は、必ず行う必要はなく、必要に応じて行う。また、その記帳は、19のとおりに行う。

iii 放射性同位元素等の廃棄（第3号ト）

33. 廃棄（減容その他の廃棄処理を含む）の記帳項目は、放射性同位元素の種類及び数量、汚染物の種類及び数量、年月日、方法、場所並びに従事する者の氏名である。

(4) 放射性同位元素等の廃棄事業所の外における運搬（第3号へ）

34. 運搬の記帳項目は、年月日、方法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称である。
35. 記帳者が運搬を委託していない場合は、運搬の記帳を行う必要はない。
36. 運搬の方法は、輸送物の区分（L・A・BM・BU・IP-1・IP-2・

IP-3)及び運搬手段について記帳する。

37. 荷受人又は荷送人の氏名又は名称は、受入れに付随して行う運搬の場合には荷送人の氏名又は名称を、払出し又は廃棄に付随して行う運搬の場合には荷受人の氏名又は名称を記帳する。
38. 運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称は、記帳者が自ら運搬を行う場合は運搬に従事する者の氏名を、運搬を委託する場合は運搬の委託先の氏名又は名称を記帳する。

#### (5) 放射性同位元素等の帳簿閉鎖時の記帳と次年度の帳簿

39. 帳簿閉鎖時は、在庫を確認し、保管及び保管廃棄の帳簿と一致することを確認する。
40. 帳簿閉鎖後、帳簿を集計し、総括帳票を作成する。
41. 総括帳票は、汚染物の数量を汚染物の種類ごとに記帳する(参考16参照)。
42. 総括帳票の受入数量は、帳簿を集計し、当該年度に受け入れた数量を記帳する。
43. 総括帳票の払出数量は、帳簿を集計し、当該年度に払い出した数量を記帳する。
44. 総括帳票の保管数量は、帳簿を集計し、帳簿を閉鎖した時に廃棄物貯蔵施設に保管している数量及び保管廃棄設備に保管廃棄している数量を記帳する。
45. 総括帳票の数字を用いて、放射線管理状況報告書を作成する。
46. 次年度当初には、新たな帳簿を作成する。

#### 4-2 放射線施設の点検に関する帳簿(第3号ト)

1. 放射線障害予防規程で定めた点検について記帳する。
2. 放射線施設の点検の記帳項目は、実施年月日、点検の結果、措置の内容及び点検を行った者の氏名を記帳する。
3. 点検の結果は、各々の放射線施設の状況について記帳する。
4. 措置の内容は、措置を開始した年月日及び完了した年月日についても記帳する。

#### 4-3 教育及び訓練に関する帳簿(第3号ト)

1. 教育及び訓練の記帳項目は、実施年月日、項目並びに教育及び訓練を受けた者の氏名を記帳する。
2. 教育及び訓練の項目は、施行規則第21条の2第1項第4号の項目(放射線

の人体に与える影響、放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い、放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令、放射線障害予防規程)を記帳し、時間数についても記帳する。

3. 施行規則第21条の2第2項の規定により項目の省略を行った場合は、省略した項目ごとにその理由を記帳する。

## 5 廃止措置中の記帳

### 5-1 密封された放射性同位元素に関する帳簿

#### (1) 密封された放射性同位元素に関する帳簿の通則

1. 密封された放射性同位元素に関する帳簿であることを明示する。
2. 放射性同位元素の種類は、必要に応じて、番号、型式、ホルダー番号、製造者名その他の放射性同位元素を特定するための情報を記帳する。
3. 放射性同位元素の数量は、許可された又は届け出た放射能と個数を用いて記帳する。
4. 必要に応じて、運搬も廃止前の例にならない記帳する。
5. (2) 及び (3) の帳簿を施行規則第 26 条第 3 項の廃止措置報告書に添付する。

#### (2) 密封された放射性同位元素の譲渡し・返還・廃棄の帳簿（第 7 号イ、ロ、ハ）

6. この帳簿では、密封された放射性同位元素の譲渡し、返還及び廃棄について記帳する。
7. この帳簿は、廃止日等に閉鎖した管理の帳簿を繰り越した新たな帳簿を用いることにより記帳する。
8. 譲渡し及び返還の記帳項目は、放射性同位元素の種類及び数量、年月日並びに相手方の氏名又は名称である。
9. 相手方の氏名又は名称は、工場若しくは事業所、廃棄事業所、販売所又は賃貸事業所の名称まで記帳する。また、必要に応じて、許可又は届出番号についても記帳する。
10. 廃棄の記帳項目は、放射性同位元素の種類及び数量、年月日、方法並びに場所である。また、廃棄に従事する者の氏名についても記帳することが望ましい。
11. 保管廃棄をした後に許可廃棄業者へ廃棄を委託する場合、まず密封されていない放射性同位元素の廃棄の記帳として保管廃棄をした旨の記帳を行った上で、その後、5-3 の汚染物としての記帳を行う。

#### (3) 密封された放射性同位元素に係る廃止措置完了時の記帳

12. 廃止措置完了時は、在庫を確認し、(2) の帳簿と一致することを確認する。
13. 12 の確認後、帳簿を集計し、総括帳票を作成する。
14. 総括帳票は、放射性同位元素の種類及び数量ごとに、放射性同位元素の種類及び数量、譲り渡した個数及び返還した個数を記帳する。また、廃止日等における所有個数についても記帳することが望ましい（参考 17 参照）。
15. 廃止日等における所有個数は、廃止日等に閉鎖した時の総括帳票の期末在庫及び廃止日等において貸し出している個数を記帳する。

16. 確実にすべての放射性同位元素を譲り渡し、又は返還したかを確認する。

### 5-2 密封されていない放射性同位元素に関する帳簿

#### (1) 密封されていない放射性同位元素に関する帳簿の通則

1. 密封されていない放射性同位元素に関する帳簿であることを明示する。
2. 放射性同位元素の種類は、必要に応じて、物理的状态、製品名その他の放射性同位元素を特定するための情報を記帳する。
3. 必要に応じて、運搬も廃止前の例にならない記帳する。
4. (2) 及び (3) の帳簿を施行規則第 26 条第 3 項の廃止措置報告書に添付する。

#### (2) 密封されていない放射性同位元素の譲渡し・廃棄の帳簿（第 7 号イ、ロ、ハ）

5. この帳簿では、放射性同位元素の譲渡し及び廃棄について記帳する。
6. この帳簿は、廃止日等に閉鎖した管理の帳簿及び廃棄の帳簿を繰り越した新たな帳簿を用いることにより記帳する。
7. 譲渡しの記帳項目は、放射性同位元素の種類及び数量、年月日並びに相手方の氏名又は名称である。
8. 相手方の氏名又は名称は、工場若しくは事業所、廃棄事業所、販売所又は賃貸事業所の名称まで記帳する。また、必要に応じて、許可又は届出番号についても記帳する。
9. 廃棄の記帳は、保管廃棄、焼却、固化及び保管廃棄した廃棄物の許可廃棄業者への引渡しについては必ず記帳し、必要に応じて、排気及び排水についても記帳する。なお、排気及び排水については、施行規則第 20 条の測定の記録を行う。
10. 廃棄の記帳項目は、放射性同位元素の種類及び数量、年月日、方法並びに場所である。また、廃棄に従事する者の氏名についても記帳することが望ましい。
11. 保管廃棄をした後に許可廃棄業者へ廃棄を委託する場合、まず密封されていない放射性同位元素の廃棄の記帳として保管廃棄をした旨の記帳を行った上で、その後、5-3 の汚染物としての記帳を行う。

#### (3) 密封されていない放射性同位元素に係る廃止措置完了時の記帳

12. 廃止措置完了時は、在庫を確認し、(2) の帳簿と一致することを確認する。
13. 12 の確認後、帳簿を集計し、総括帳票を作成する。
14. 総括帳票は、放射性同位元素の種類ごとに、放射性同位元素の種類、譲り渡した数量及び廃棄した数量を記帳する。また、廃止日等における所有数量についても記帳することが望ましい（参考 18 参照）。

15. 廃止日等における所有数量は、廃止日等に閉鎖した時の総括帳票の期末在庫を記帳する。
16. 確実にすべての放射性同位元素を譲り渡し、又は廃棄したかを確認する。

### 5-3 放射性同位元素によって汚染された物に関する帳簿

#### (1) 放射性同位元素によって汚染された物に関する帳簿の通則

1. 汚染物に関する帳簿であることを明示する。
2. 汚染物の種類は、原則として、可燃物、難燃物、不燃物、有機液体、動物、フィルター等の許可廃棄業者が示す廃棄物の分類を記帳し、それができない場合は、記帳者が設定する分類を記帳する。
3. 汚染物の数量は、汚染物を収納する容器の容積及びその個数を用いて記帳する。
4. 必要に応じて、運搬も廃止前の例にならぬ記帳する。
5. (2)、(3)及び(4)の帳簿を施行規則第26条第3項の廃止措置報告書に添付する。

#### (2) 放射性同位元素によって汚染された物の発生の帳簿(第7号ニ)

6. この帳簿では、汚染物の発生について記帳する。
7. 汚染物の発生の記帳項目は、汚染物の種類及び数量である(参考19参照)。
8. 汚染物に含まれる放射性同位元素の種類及び数量並びに汚染物が発生した年月日及び理由についても記帳することが望ましい。

#### (3) 放射性同位元素によって汚染された物の譲渡し・廃棄の帳簿(第7号ホ、ヘ)

9. この帳簿では、汚染物の譲渡し及び廃棄について記帳する。
10. この帳簿は、廃止日等に閉鎖した廃棄(保管廃棄)の帳簿を繰り越した新たな帳簿を用いることにより記帳する。
11. 譲渡しの記帳項目は、汚染物の種類及び数量、年月日並びに相手方の氏名又は名称である。
12. 相手方の氏名又は名称は、工場若しくは事業所又は廃棄事業所の名称まで記帳する。また、必要に応じて、許可又は届出番号についても記帳する。ただし、許可届出使用者に汚染物を譲り渡すことができるのは、施行規則第26条第1項第5号に規定する場合のみである。
13. 廃棄の記帳項目は、汚染物の種類及び数量、年月日、方法並びに場所である。また、廃棄に従事する者の氏名についても記帳することが望ましい。

#### (4) 放射性同位元素によって汚染された物に係る廃止措置完了時の記帳

14. 廃止措置完了時は、在庫を確認し、(2)及び(3)の帳簿と一致することを確認する。
15. 14の確認後、帳簿を集計し、総括帳票を作成する。
16. 総括帳票は、汚染物の種類ごとに、汚染物の種類、発生した数量、譲り渡した数量及び廃棄した数量を記帳する。また、廃止日等における所有数量についても記帳することが望ましい(参考20参照)。
17. 廃止日等における所有数量は、廃止日等に閉鎖した時の総括帳票の数量を記帳する。
18. 確実にすべての汚染物を譲り渡し、又は廃棄したかを確認する。

(参考1) 密封された放射性同位元素の管理の帳簿の例【許可届出使用者】

密封された放射性同位元素に関する帳簿（管理帳票）

種類及び数量	放射性同位元素 装備機器の種類	
	核種	
	化学形等	
受入れ・製造	数量	Bq ×
	行為	
	年月日	
	相手方	
	運搬年月日	
	運搬の方法	
	荷送人	
	運搬従事者/運搬委託先	
保管	開始日	
	従事する者 (入庫時)	
	数量 数量の変更	Bq× (年月日)
		Bq× (年月日)
		Bq× (年月日)
	方法	
	場所	
従事する者 (保管の期間中)		
終了日		
払出し・廃棄	従事する者 (出庫時)	
	行為	
	年月日	
	数量	Bq ×
	相手方/廃棄の方法	
	廃棄の場所	
	廃棄に従事する者	
	運搬年月日	
	運搬の方法	
	荷受人	
運搬者/運搬委託先		
備考		

※この帳票例は注意事項3のとおり参考であり、このような形式をとる必要はない。

(参考2) 密封された放射性同位元素の使用の帳簿の例【許可届出使用者】

密封された放射性同位元素に関する帳簿（使用帳票）

種類	核種 化学形等	使用開始 年月日	使用終了 年月日	数量	使用の目的	使用の方法	使用の場所	使用に従事する者

運搬の年月日	運搬の方法	荷受人/荷送人	運搬従事者/運搬委託先		
				番号	1

※この帳票例は注意事項3のとおり参考であり、このような形式をとる必要はない。

















